

財政運営WGの進捗状況について

1 協議事項

- (1) 県国保運営方針
- (2) 国保事業費納付金の算定ルール
- (3) 標準保険税率の算定ルール
- (4) 赤字解消対策（収納対策含む）
- (5) 県運営協議会の構成
- (6) その他財政運営に関すること

2 構成団体

川越市、熊谷市、川口市、秩父市、所沢市、深谷市、越谷市、戸田市、入間市、蓮田市、伊奈町、小川町、上里町、宮代町、幸手市、さいたま市
埼玉県国民健康保険団体連合会、埼玉県

3 開催状況

第1回 平成28年4月26日（火）15：45～16：30

議題

- 1 財政運営ワーキンググループについて

第2回 平成28年5月26日（木）9：30～11：50

議題

- 1 国保運営方針策定について
- 2 国保における納付金及び標準保険料率の算定について
- 3 医療費水準の反映の程度（ α の設定）について
- 4 所得水準の反映の程度（ β の設定）について
- 5 市町村標準保険税率における賦課方式の設定について
- 6 その他

第3回 平成28年6月30日（木）9：30～12：00

議題

- 1 医療費水準の反映の程度（ α の設定）について
- 2 所得水準の反映の程度（ β の設定）について
- 3 市町村標準保険税率の算定について
- 4 市町村標準保険税率における賦課限度額の設定について

- 5 市町村ごとの標準的な収納率の設定について
- 6 赤字の分析について
- 7 その他

第4回 平成28年8月1日（月）13：30～16：00

議題

- 1 市町村ごとの標準的な収納率の設定について
- 2 市町村標準保険税率の算定ベースとなる保健事業の範囲の設定について
- 3 納付金の算定イメージについて
- 4 高額医療費による調整について
- 5 その他
 - (1) 納付金（保険給付費等交付金）の対象範囲を療養の給付以外の出産育児一時金、葬祭費、保健事業等に拡大するか
 - (2) 国保税改正条例の時期について

4 検討状況

別紙のとおり

5 今後の開催予定

- 第5回 （平成28年10月予定）
第6回 （平成28年11月予定）
第7回 （平成28年12月予定）
第8回 （平成29年1月予定）

財政運営ワーキンググループにおける検討状況

1 基礎的な算定方針について

	項目	財政運営WGにおける方向性
①	都道府県又は二次医療圏ごとで統一の保険税水準とするか	当面、統一の保険税水準としない。 ・保険税水準の県内統一化は将来の目指すべき課題と位置づける。
②	都道府県又は二次医療圏ごとで高額医療費を共同で負担するための調整を行うか	高額医療費を共同で負担する調整を行わない。 ・高額医療費部分(医療費全体の約2割)を含めて全体の医療費水準を納付金に反映させるため。
③	納付金(保険給付費等交付金)の対象範囲を療養の給付以外の出産育児一時金、葬祭費、保健事業等に拡大するか	納付金及び保険給付費等交付金の対象としない。 ・出産育児一時金、葬祭費等の金額等が市町村により実情が異なるため。

2 主に納付金の算定に必要な係数、方針

	項目	財政運営WGにおける方向性
①	α の設定の仕方(年齢構成の差異を調整後の市町村の医療費水準の反映の程度)	当面「 $\alpha=1$ 」(年齢構成の差異を調整後の市町村の医療費水準を反映) ・市町村により医療費水準に差があるため。 ・医療費水準を保険税に反映させることで、医療費適正化をさらに推進するため。
②	β の設定の仕方(市町村の所得水準の反映の程度)	都道府県の所得水準による「 β 」を原則としつつ、試算により激変緩和の効果をもたらす「 β' 」の値を設定することも可能とする。
③	賦課限度額	法定基準額による。
④	保険者努力支援制度の都道府県分の扱い	(第5回以後のWGで協議予定)
⑤	所得シェアや人数シェアで納付金の配分を行う際、世帯数や資産税総額を勘案するか	世帯数や資産税総額を勘案しない。 ・標準保険税の算定方式を2方式とするため

3 主に標準保険税率の算定に必要な係数、方針

	項目	財政運営WGにおける方向性
①	標準的な収納率	市町村別に設定する。 ・基準年度の各市町村の収納率に、過去2か年度の各市町村の平均収納率増加率の一番低い値を一律に3年分加算した値。 ・基準年度の目標収納率を達成した市町村及び標準的な収納率が基準年度の目標収納率を上回る市町村は、目標収納率の値。 ・平均が減少している市町村は基準年度の収納率実績の値。

	項目	財政運営WGにおける方向性
②	標準的な算定方式	<p>2方式とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県では、平成21年3月「国保の広域化に関する研究会」以来、2方式が適当としている。 ・市町村の賦課方式については、各市町村の自主性と実情を尊重しつつ、2方式に移行する市町村に対しては、移行に要する経費について、県財政調整交付金により財政支援を行ってきた。 ・県内の被保険者の過半数が、2方式により国民健康保険税を賦課されている。 <p>・このため、標準的な算定方式は2方式とする。 ※県は、併せて当該市町村の賦課方式による標準的な保険税率も示す予定であり、2方式を強制するものではない。</p>
③	所得割指数、資産割指数、均等割指数、平等割指数	<p>設定しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・標準保険税の算定方式を2方式とするため
④	標準保険税率の算定ベースとなる保健事業の範囲	<p>国の動向及び保健事業ワーキングの検討状況を踏まえ、検討する。</p>
⑤	都道府県繰入金2号分を活用した激変緩和措置の調整する範囲	<p>(第5回以後のWGで協議予定)</p>
⑥	保険者努力支援制度の都道府県分の扱い<再掲>	<p>(第5回以後のWGで協議予定)</p>

注 項目は、厚生労働省主催都道府県ブロック会議(平成28年6月14日)配布資料「国民健康保険改革の施行に向けて」29頁をもとに作成。